

社会福祉法人武蔵野 報酬等規程

(平成 4 年 4 月 15 日)

(規 程 第 4 号)

題名改正〔平成 6 年規程第 6 号・平成 8 年規程第 1 号〕

改正〔平成 6 年規程第 6 号・平成 8 年規程第 1 号・平成 11 年規程第 2 号・平成 15 年規程第 3 号・平成 29 年規程第 12 号〕

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人武蔵野（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

一部改正〔平成 6 年規程第 6 号・平成 8 年規程第 1 号〕

(報酬の総額)

第 2 条 理事及び監事に対する報酬は、各年度の総額が 1,500 万円を超えない範囲で至急することができる。

2 評議員に対する報酬は、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で支給することができる。

追加〔平成 29 年規程第 12 号〕

(報酬額)

第 3 条 役員等の報酬の額は別表のとおりとする。

2 前項のほか、常勤役員には役員賞与を支給することができる。

3 前項の役員賞与の額は社会福祉法人武蔵野の職員に支給する賞与の支給率を超えない範囲で支給することができる。

4 常勤役員が退職又は死亡したときは、在職 1 年につき、最終報酬月額に 100 分の 150 を乗じて得た額を退職慰労金として支給することができる。

5 法人の職員で、役員等を兼ねる場合は、別表の報酬は併給しない。

6 武蔵野市から派遣された役員及び武蔵野市を退職した役員の報酬については、第 1 項から前項の規程にかかわらず、別途、武蔵野市と協議して定める。

一部改正〔平成 11 年規程第 2 号・平成 29 年規程第 12 号〕

(報酬の支給方法)

第 4 条 役員等の報酬は、就任した月から支給の対象とする。

2 役員等が、任期满了、辞任、解任又は死亡により役員等でなくなったときは、その当月分までの報酬を支給する。

繰下〔平成 29 年規程第 12 号〕

(通勤手当)

第 5 条 常勤役員の通勤手当は、社会福祉法人武蔵野の職員の例により支給する。

追加〔平成 8 年規程第 1 号〕 繰下〔平成 29 年規程第 12 号〕

(報酬の支給日)

第 6 条 月額報酬等は、毎月 20 日に支給する。

繰下・一部改正〔平成 8 年規程第 1 号・平成 29 年規程第 12 号〕

(委任)

第7条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

繰下〔平成8年規程第1号・平成29年規程第12号〕

付 則

この規程は、平成4年4月15日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則 (平成6年7月22日規程第6号)

この規程は、定款変更認可日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

付 則 (平成8年3月25日規程第1号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年3月26日規程第1号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年3月26日規程第3号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年6月29日規程第12号)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

一部改正〔平成6年規程第6号・平成8年規程第1号・平成15年規程第3号  
平成29年規程第12号〕

区 分	金 額
理事長	月額 350,000 円
常勤理事	月額 290,000 円
理事	月額 16,000 円
監事	月額 16,000 円
評議員	日額 12,000 円
苦情解決第三者委員	日額 12,000 円